

## 高額な医療費の窓口負担を減らすには？

ひと月分の医療費が高額になったときは、病院に費用を支払った後に「高額療養費」の申請をすることで、「自己負担限度額」を超えた分が戻ってきます。(受診後、約3か月後に案内通知あり)  
入院などで高額な医療費がかかりそうなときには、あらかじめ「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受けておくと病院窓口での負担を減らすことができます。



国民健康保険 問 保険医療課 ☎56-0618

記事ID 8936

### ●70才未満の人

保険証と「**限度額適用認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までになります。

### ●70才以上75才未満の人

2割負担の人は、「**限度額適用認定証**」は必要ありません。3割負担の人は、保険証・高齢受給者証と「**限度額適用認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までになります。

### ●非課税世帯の人

年齢にかかわらず平成30年度の市・県民税が非課税世帯の人は、保険証等と「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までになり、入院時の食事代・居住費の自己負担額も減額されます。

「認定証」の有効期限は  
7月31日です

現在、「認定証」の交付を受けている人は、更新手続きが必要です。  
該当する人には、7月中に認定申請書をお送りしますので、必要な人は提出してください。

後期高齢者医療制度 問 保険医療課 ☎56-0617

記事ID 472

平成30年度市・県民税非課税世帯の人は、保険証と「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までとなり、入院時の食事代・居住費の自己負担額も減額されます。

「認定証」の有効期限は  
7月31日です

現在、「認定証」の交付を受けている人で平成30年度も対象となる人には、7月中に「**認定証**」を送ります。更新手続きは不要です。



## みんなで一緒に早朝モーニングしてみませんか？

～ながくて隣人まつり、第2弾は「朝活 in リニモテラス」～

記事ID 11675



問 たつせがある課 ☎56-0641

市民のみなさんの交流や、リニモテラスについて一緒に考えていただくきっかけとなった「ながくて隣人まつり～リニモテラスキックオフイベント～」に引き続き、同じ場所で第2弾を開催します！

今回のテーマは「朝活 in リニモテラス」！いい朝は、いい一日へとつながります。モーニングをモグモグ食べながら、まちの未来やリニモテラスのあり方について一緒に楽しく話しませんか？

時 7月22日(日) 7:00～8:00 ※小雨天決行

場 長久手中央2号公園(イオンモールとリニモ古戦場駅の間)

¥ 有料(モーニングセット付き)

申 7月13日(金)までにたつせがある課に電話またはメールで申込み。  
(先着20名)

詳しくは市HPをご覧ください。

